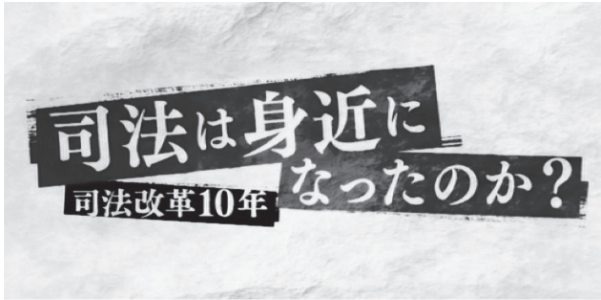


シンポジウム



出席者（肩書（本文中も含め当時））

佐藤幸治（元司法制度改革審議会会長・京都大学名誉教授）

但木敬一（元検事総長・弁護士）

本林 徹（元日本弁護士連合会会長・弁護士）

藤川忠宏（元日本経済新聞論説委員・弁護士）

丸島俊介（元司法制度改革審議会事務局員・
前日本弁護士連合会事務総長・弁護士）

古口 章（元司法制度改革推進本部事務局次長・
静岡大学法科大学院教授・弁護士）

大出良知（司会・東京経済大学現代法学部長）

目 次

はじめに

国民の期待に応える司法制度の構築

司法制度を支える法曹の在り方

国民的基盤の確立

まとめ

〈本シンポジウムについて〉

このシンポジウムは、テレビ番組の企画として、2012（平成 24 年）度の東京経済大学学内 GP（Good Practice）に選定され、行われたものです。2012 年 3 月 17 日（土）に収録し、3 月 25 日（日）午後 8 時から、衛星放送 BS11（BS211ch）で、東京経済大学の提供により約 2 時間にわたって放映されました。

放映後、活字化の可能性についても検討しておりましたが、諸般の事情により、3 年半余を経過することになってしまいました。そのため活字化を断念すべきかとも考えましたが、主として次の二つの理由から活字として記録化することに重要な意義があると考え、反訳し、ここに収録させていただくことにしました。

その理由の第一は、ご出席いただいたのは、司法改革に直接深く関わられた方々であり、ご議論いただいた内容が、21 世紀を迎えて行われることになった司法改革の意義、10 年を経ての展開の実情と課題について、極めて重要な内容となっていることです。そして、第二に、その後 3 年半を経たものの、司法改革をめぐる問題状況については、基本的に変化はないと考えられ、シンポジウムでのご議論がなお有効性を保っていると考えたからでもあります。

活字化については、ご出席いただいた皆様、番組に録画でご登場いただいた皆様のご了解をいただきました。この場を借りてあらためて厚くお礼申し上げます。

なお、収録に当たっては、最小限の修訂正を行い、番組内で使用したフリップや統計数値等は、ご発言との整合性の確保等の理由から、そのまま使用させていただくことにしました。ご了承いただければ幸いです。（大出記）



はじめに

大出 こんばんは。今ご覧いただいた像をご存じの方も多いかと思います。ギリシャ神話の正義の女神テミスの像です。司法・裁判の公正さを表すシンボルとされています。彼女の持つてんびんは正邪を測る正義を、つるぎは力を象徴しています。つるぎなきはかりは無力、はかりなきつるぎは暴力にすぎないとも言われます。法は、それを執行する力と両輪の関係にあることを表していると言われています。



この時間は、東京経済大学の主催で、このテミスによって象徴される司法・裁判の実情について、「司法は身近になったのか? 司法改革10年」と題してご議論いただきたいと思います。

私は、司会を務めさせていただきます東京経済大学現代法学部長の大出と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、ご承知のように、21世紀を迎えるにあたり、法の支配の徹底を目

司法は身近になったのか？ 司法改革 10 年

指し、司法の機能を高めるための司法改革が進められてきました。1999 年（平成 11 年）に司法制度改革審議会が設置され、2 年後の 2001 年（平成 13 年）の 6 月には意見書をまとめ、その後、意見書に基づく司法改革が推進されてきました。そして、10 年余が経過することになりました。

東京経済大学では、明治・大正時代の財界の雄であり、大成建設などの多くの企業の創業者でもありました大倉喜八郎が、前身である大倉商業学校を開設してちょうど 100 周年を迎えることになりました 2000（平成 12）年、この年は、司法制度改革審議会が議論を行っていた時期でありますけれども、この 2000 年に、「現代」を名称に冠した法学部、現代法学部を創設しました。

それは、司法改革の進展によって、法が社会の隅々において機能する法化社会の到来を視野に入れ、法化社会に対応する人材養成を目指してのことです。そのような司法をめぐる新しい社会状況を「現代」と位置付けてのことでした。

そのようなこともありまして、今日は、現代法学部創設 11 年余を経過し、司法制度改革審議会意見書から 10 年余を経過したところで、司法改革に深くかわられた方々にお集まりいただき、司法改革の到達点である現状と課題についてご議論いただきたいと思っております。



まず、ご出席の方たちをご紹介させていただきます。最初に、佐藤幸治さんです。司法制度改革審議会の会長を務められました。また、司法制度改革推進本部顧問会議の座長も務められました。憲法を専門にされていらっしゃいますが、京都大学名誉教授で、近畿大学の法科大学院でも教鞭を執られました。

次に、但木敬一さんです。長く検察官として法務検察の要職を務められ、司法制度改革審議会には法務大臣官房長として対応されました。2006（平成 18）年から 2008（平成 20）年までは、法務検察の実務の責任者であ

る検事総長として司法改革の推進段階に対応されました。現在は弁護士でいらっしやいますが、最近では民間の原発事故検証委員会の委員もお務めです。



次に、本林徹さんです。長年、弁護士として



活動されていますが、司法改革の制度づくりの時期であった2002（平成14）年から2004（平成16）年の2年間、日本弁護士連合会の会長として司法改革の推進に対応されました。法科大学院の外部評価委員などもお務めでいらっし

やいます。

次に、藤川忠宏さんです。日本経済新聞で司法担当の論説委員を長年務められ、司法改革の推移を第三者の立場からご覧になってきましたが、論説委員を定年でお辞めになったあと、法科大学院に入学され、司法改革の成果を直接経験され、この1月からは弁護士として活動されています。



次に、丸島俊介さんです。弁護士として30年以上の経験をおもちですが、佐藤会長のもとで司法制度改革審議会の事務局員を務められ、2008年から2010（平成22）年まで日本弁護士連合会の事務総長として司法改革の実施に対

応されてきました。最近では、原子力損害賠償（・廃炉等）支援機構の理事もお務めです。

最後に、古口章さんです。古口さんも、長年、弁護士として活動されていますが、2001年に発足した司法制度改革推進本部の事務局次長を

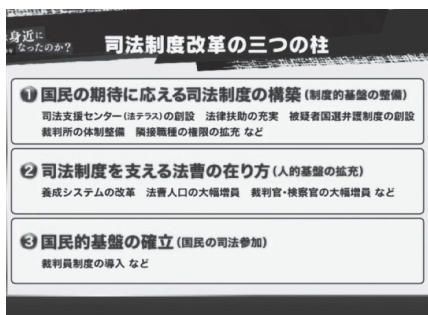


司法は身近になったのか？ 司法改革 10 年

務められ、司法改革実施の現場にいらっしゃいました。その後、日本弁護士連合会の法科大学院センターの委員長を務められ、現在は静岡大学法科大学院の教授も務められています。また、旧司法試験時代に司法研修所の刑事弁護教官をお務めになったこともあります。

皆さん、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、早速本題に入らせていただきたいと思います。議論の進め方ですが、今回の司法改革は、広範で多岐にわたった抜本的な改革でした。ですので、残念ですが、その全体についてご議論いただくことはかないません。改革の目的・理念が、制度の利用者である国民の視点からの抜本的な改革ということでありましたので、この視点から意見書が、三つの柱とされたテーマから可能な範囲でご議論いただきたいと思います。



三つの柱については、これをご覧いただきたいと思いますが、一つは、国民の期待に応える司法制度の構築。これは、制度的な基盤を整備するということでもあります。それから、2 番目には、その制度的基盤を支えていく人的な基盤の

拡充、司法制度を支える法曹の在り方の改革であります。それから、三つ目が、さらに国民全体が、この司法を支えていく必要があるということで、国民的基盤の確立を目指すということでの改革でありました。

国民の期待に応える司法制度の構築

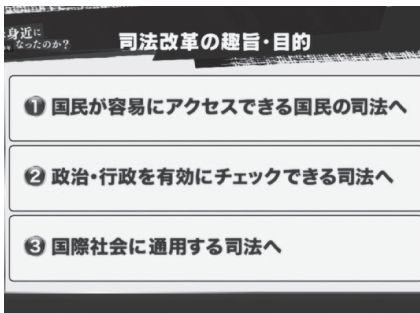
大出 それでは、まず、1 番目の「国民の期待に応える司法制度の構築」について、佐藤さんに問題提起をお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

佐藤 佐藤です。口火を切らせていただきます。まず、審議会のことにつ

いて、簡単に申し上げたいと思います。審議会は、国会から、“利用者である国民の立場に立って抜本的な改革案を2年以内に示すように”という要請を受けて、内閣に設置されました。審議会は、徹底した公開のもとで六十数回の会議を重ね到達した全員一致の意見書を内閣に提出いたしました。内閣は、それを受けて全力を挙げて取り組み、国会も、それに応えて二十数本の法律を成立させたわけであります。



改革の骨格は、ただ今、大出さんからお話しになったとおり、3本の柱から成り立っております。あえて、その趣旨・目的を私なりに三つに整理しておきたいと思います。



一つは、一般の国民にとってまことに縁遠かった司法に、今度こそ一般の国民が容易にアクセスできる「国民の司法」をつくろうということです。2番目に、政治・行政を法的に、より有効にチェックできる司法にしようということ

であります。それから、3番目に、国内向けに小さく固まっていた司法をグローバル化に対応し得る、言ってみれば、国際社会に通用する司法にしようということでもあります。

2002(平成14)年の7月ですが、司法制度改革推進本部顧問会議は、全国の8割以上の市町村では弁護士のサービスを身近に得られないということを指摘したうえで、三つの「F」の司法を実現することを国民にお約束し、国民に応援していただきたいと訴えるペーパーを発表しました。

すなわち、「国民にとって身近で分かりやすい司法」、ファミリアな司法にする。それから、「国民にとって頼もしく、公正で力強い司法」にする、

司法は身近になったのか？ 司法改革 10 年

フェアな司法にする。第三に、「国民にとって利用しやすく、速い司法」にする、ファストな司法にする、ということです。

意見書は、たくさんの提言をしているわけですが、突き詰めて言えば、この三つの「F」の司法の実現にかかわっているというように申し上げてよろしいかと思えます。

ここでは、特に、こういう三つ

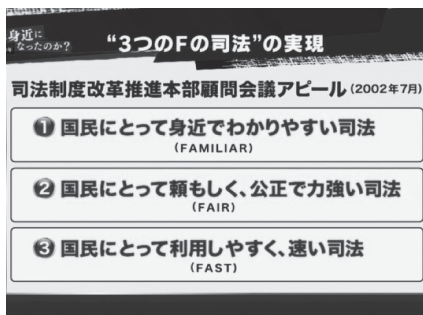
の「F」の司法を実現するうえで必要な前提条件について触れておくにとどめたいと思います。第一は、何といたっても質・量とも豊かな法曹を確保するという事です。それから、第二に、国民が実際に容易に司法にアクセスできるような仕組みを国が責任をもってつくるといことでもあります。

第一の前提条件については、次に採り上げられますので、ここでは第二点の事について触れるにとどめたいと思います。

この点、刑事被告人国選弁護制度は、憲法上の要請もありまして、当初から設けられておりましたけれども、被疑者国選弁護制度は存在しませんでした。

また、民事法律扶助について、国の本格的な取り組みはなかった。この点で、欧米諸国に決定的な遅れをとっていました。ようやく2000（平成12）年に民事法律扶助法が制定され、そして、2004（平成16）年に総合法律支援法が制定をされました。そして、2006（平成18）年から日本司法支援センター、いわゆる法テラスではありますが、それが業務を開始したといことでもあります。

法テラスについては、国民の認知度はまだ十分とは言えないような感じもしますけれども、次第に国民の中に着実に浸透してきているのではないかという感触を得ております。この辺の事について、今日ご出席の皆様



にいろいろご指摘・ご意見を賜れば大変ありがたく思います。

大出 どうもありがとうございました。今、お話にありましたように、国民にとって身近な司法を実現するための方策の中心に位置しているのが「法テラス」の愛称で呼ばれております日本司法支援センターの創設でした。

法テラス関係概要 2006年4月発足	
地方事務所 50	支部 11 出張所 9 地域事務所 35 <small>(3月10日現在)</small>
法律事務所 80	常勤スタッフ弁護士 221名 <small>(3月1日現在)</small>
法律相談援助 49,802件 <small>(2001年度)</small>	⇒ 256,719件 <small>(2010年度)</small>
法律扶助 28.2億円 <small>(2001年度補助金)</small>	⇒ 169.5億円 <small>(2011年度法テラス交付金)</small>
刑事事件 当番弁護士 <small>(2006年)</small>	67,826件 <small>(49.6% : 勾留請求比)</small>
被疑者国選 <small>(2010年度)</small>	70,917件 <small>(61.9% : 勾留許可比)</small>

こちらをご覧いただきたいと思いますが、法テラスは2006年4月に発足しておりまして、地方事務所が50カ所、これは各地方裁判所所在地というようなことになろうかと思えます。それから、支部が11カ所、さらに出張所、こ

の中には今回の東日本大震災で東北に設けられた出張所などもあります。それから、地域事務所が35カ所というようなことで、日本全体をカバーするということになっていると申し上げていいと思えます。

その中で、法律事務所は80カ所用意されておりまして、現在、そこで働いておられるスタッフの弁護士の方たちが、今年の3月1日現在で221名。そこで扱われている法律相談援助の件数であります。これは、2001年、司法改革が始まる前の段階で、法律扶助協会という団体で対応していた件数との比較で見えますと、5倍以上の数の相談を受け付ける、しかも、援助しながら受け付けるということになっていることがお分かりいただけると思えます。

それから、そのための国庫からの補助というようなことでは、法律扶助が2001年段階では28億2千万円というようなことであつたわけですが、2011(平成23)年の法テラスに対する国庫からの交付金は169億円という金額になっておりますので、これも大幅に増額されているということがお分かりいただけるかと思えます。

司法は身近になったのか？ 司法改革 10 年

それから、刑事事件については、今、お話がありましたけれども、被疑者国選弁護制度が始まりました。これは、その前に弁護士会がお始めになった当番弁護士制度というものを公的に認知するというにもなったわけですが、その件数も、実は、当番弁護士の出動件数を現時点でもう上回る件数にまで到達してきているということが、これでお分かりいただけると思います。

それだけ法テラスは重要な役割を果たしてきたということでありまして、そのことで司法の利用可能性が広がってきているということがお分かりいただけると思います。

もう少し実情を知っていただくために、法テラスが最も有効に機能しているということにもなるかもしれませんが、いわゆる過疎地での弁護士の活動についてご紹介したいと思います。具体的には、高知県に現在設置されています二つの法律事務所にはいらっしゃるスタッフ弁護士の方からお話を伺っておりますので、これからご紹介したいと思います。

その前にこちらでご覧いただきたいと思いますが、高知県は大変広い県でありますけれども、このうちの西側と東側に須崎市と安芸市という市があり、それぞれに法テラスの法律事務所が設置されています。須崎市の法テラスの法律事務所は、一つの市と七つの町、人口 8 万 2 千人ほどを対象にして活動されていますし、それから、西のほう、安芸市にある事務所は、室戸岬のほうも含めて、色の違っているところ全体をカバーすることになっておりますが、やはり二つの市と四つの町、それから、三つの村を対象範囲として活動されていまして、その人口は 5 万 5 千人ほどということになっております。

いずれもかなり広範な地域を、法テラスのスタッフ弁護士 2 名と、それから、日本弁護士連合会が基金を拠出して設置したひまわり基金法律事務所の弁護士 1 名、合わせて 3 名が対応しています。

そこで働いている弁護士の方のお話を伺っています。最初に須崎の事務

所の宮地弁護士、次に安芸事務所の岸弁護士のお話をお聞きいただきたい
と思います。



(VTR 開始)

宮地 (洋平) 刑事事件で言ったら、片道3時間弱ぐらいの警察署に接見をしに行ったり、被告人、被疑者に会いに行ったりという活動をしてはいますが、こういったことってというのは、事件の報酬で事務所経営をしようと思ったら、それは、なかなかやりたくてもやれない種類の仕事だと思います。



債務整理中心の民事事件も、およそ民事扶助という制度を使ってやる事件が多数ですので、そうすると、なかなか、よっぽど過払い金を多く回収できたとか、そういう事件のない限りは、あまりお金にならないケースがほとんどです。

そういった事務所経営を念頭に事件を選ばないといけないという制約が、法テラスで弁護士として活動するうえでは、その制約がないので、満足し

司法は身近になったのか？ 司法改革 10 年

て仕事をやらしてもらっています。

岸 (敦子) 過疎地だから当然は当然なんですけれど、安芸支部、本当に公共交通機関が発達していないというか、廃れたというか、両方だとは思いますが、やはり採算が取れない地域だと思います。

私は、民間、一般の弁護士としての経験はゼロなので、経営が成り立つか成り立たないかというのは具体的なイメージでは全くないんですけど、恐らく成り立たないだろうと思いますね。私でもそう思うぐらいですから。



法テラスと、あと、ひまわり基金（法律事務所）しかないっていうのは、ある意味、それを裏付けていると思うんですね。なので、そういう法的な機関として、ここにある意味っていうのは、やはりあると思いますね。

(VTR 終了)

大出 ご覧いただきましたように、法テラスの存在というのは、地域によって非常に大きなものになっているということはお分かりいただけたと思いますけれども、法テラスの成果をはじめ、司法アクセスの可能性の広がりの実情について、丸島さんのほうからお話いただけますでしょうか。

丸島 経済的に困難な方々が法的な支援を受ける仕組み、それから、過疎地域に隔々まで弁護士による法的支援をつくる仕組み、こういうものが、長年、弁護士会関連の法律扶助協会などの大変な努力によって行われてきたわけですが、今回の司法制度改革について、こうしたリーガルエイドの仕組みをつくるのが国の責務として明確に打ち出されて、法制度も整備され、また、予算の面でも、従来、民事扶助の補助金として 2、30 億円とか、そういう貧弱なレベルであったものが、この数年間に民事法律扶助関係で 150～160 億円、そしてまた、国選弁護関係でも 150～160 億円と、予算規模の面でも一定のかたちが整えられてきたという点は、大きな前進だと思います。

さらに、今、ご紹介のあったとおり、法テラスに勤務するスタッフ弁護士、つまり、通常の開業型弁護士以外の新たな就業形態の弁護士の制度を作って、こういう方々が、自分の力だけでは法律事務所にはたどり着くことのできない、例えば、寝たきりのお年寄りであるとか、あるいは障がい者、こういう方々のための支援というのを、地域の福祉関連の機関、医療機関、行政機関、こういうところと連携をして法的支援の動きを始めていると、こういうさまざまな前進面が見られるというふうに思います。

しかしながら、課題はたくさんありまして、これはのちに申し上げますけれども、この扶助の対象がまだ狭い、あるいは予算規模もまだまだ少ない、こういう辺りのことなどについて、今後の課題は残っていると考えています。

大出 課題については、またあとでお伺いできればと思いますけれども、この制度ができるについては、法務省サイドも大変ご苦労があったのではないかと思います。但木さん、いかがでしょうか。

但木 実は、私は、1985（昭和60）年ごろに法務省の司法法制調査部というところに行きました。そこで、この問題を扱ったんですが、その頃は法律扶助協会というのがあって、国は、そこに補助金を出すというかたちだったんですね。それまでの予算額は、わずか7千万円です。7千万円っていう時代が20年ぐらい続いていました。

ところが、先ほどのを見ると、実に夢のようですけれども、実際には、その頃に、例えば、自己破産事件なんていうのは1万件ぐらいしかなかったんですね。ところが、バブルの崩壊後は二十何万件までいって、今、多分、10万件台だと思ふ。つまり、社会が司法への依存を強めていくと同時に、やっぱりこの制度も発達してきたというふうに、私は思っています。

大出 ありがとうございます。司法アクセスの拡充、可能性の拡大というのは、何も法テラスにとどまるものではなくて、いろんな領域で改革が行われてきたということがありますけれども、そういう中で、最近よくコン

司法は身近になったのか？ 司法改革 10 年

プライアンスという言葉が使われたりします。そういった点での進展状況も目覚ましいものがあるというようなことではないかと思いますが、その辺りも含めて、本林さん、いかがでしょうか。

本林 司法改革は、法の支配を徹底するということを目的としたわけで、要するに、公正・透明な法のルールに従って、国民の権利保障、救済を図っていくと、そういう目的だったわけです。そのために法曹の役割を重視して、司法の力を高めたと。

これは、いわゆる法化社会への流れと、私は一致していると思います。個人もそうですけど、企業もコンプライアンスというものを重視せざるを得ないということで、このコンプライアンス、「法令遵守」と訳されていますが、これはもう少し広い意味があって、社会の要請に適合するという意味があると思っています。法的な精神だとか倫理だとか、そういったことをきちんと大事にしながら、社会の要請にきちんと応えて責任を果たしていくと、そういう積極的な取り組みの意味があると思っています。

最近の企業の不祥事等を見ますと、コンプライアンスに違反した場合、企業の信用を失墜するというだけではなくて、企業そのものの存立にかかわるという時代で、消費者、株主が、そういう企業を見る目は格段に厳しくなっていると思っています。また、そういう悪い情報というのは、ネットで、あつという間に社会を駆け巡ると、そういう時代だと思います。

もう一つ、私は、司法改革の効果として明らかなのは、紛争解決が、まさに司法の手に戻ってきているといえますか、そういうことだと思います。従来、何か新しいことをやろうとすると、役所に伺いを立てる、役所の行政指導には従わざるを得ない、そういうことだったんですけども、今、企業は、役所に依存しないで、自分たちで公正なルールに従って、また、何か争いがあったときには、公正な司法の場で解決すると、そういうことが徹底してきて、金融機関同士の紛争等も、専ら司法の場で解決すると、そういう時代で、今昔の感が私はあると思っています。

大出 そのようなことで、法が機能するという分野というのは、本当に広がってきているということだと思いますが、例えば、労働関係の問題のところでも新しい動きが出ていると思いますが、古口さん、いかがですか。

古口 私は、司法制度改革推進本部事務局というところにいまして、労働審判法という新しい制度の立案にかかりました。端的に言って、非常に使い勝手が良い制度で、その後の利用も相当伸びているということで、評判が良く、運用されているということで喜んでおります。

どんな制度かといいますと、裁判官と労働関係の知識・経験がある審判員、これは裁判官ではなくて一般の人ですが、3名で構成する審判委員会、ここももう一つ特徴ですが、3回以内の期日で調停を試みて、成立すればいいんですが、しない場合は労働審判を下すと、こういう仕組みであります。

この審判自体は、普通の判決と違いまして、勝った負けたのオール・オア・ナッシングではなくて、「このくらいの和解金みたいなものを払って解決したらどうか」というような柔軟な対応もできるということで、事案事案に応じて解決をしていくという仕組みになっております。大体2、3カ月で解決している。8割ぐらいは、調停が成立して、残りが審判ということのようであります。

この間、労働局などに寄せられる労働相談というのは80万件を超えていると言われていて、そのうち15万件以上が紛争性がある事案ですが、実際の訴訟は千件から2千件ぐらいしか起こっていなかったんです。

それが、この労働審判が2006年に発足して以降、877件、1,494件、2,417件、3,468件と、うなぎ登りに年間の件数が増えてきております。併せて労働訴訟もあるわけですから、2007(平成19)年段階で、合計数は4千件を超えました。今後も、きっと利用は拡大していったって、かなり活躍してくれるんじゃないか。

一つ課題があります。地裁の本庁でしかやっていません。これをもっと

司法は身近になったのか？ 司法改革 10 年

広く支部などでもできるようにしていくということは、結構大事ではないかなと思っております。

大出 いろんな分野で司法改革の成果が現れているということだと思えますけれども、実は、今回の東日本大震災にかかわっても、先ほど来お話があった法テラスあるいは弁護士会が協力して、非常に重要な役割を果たされたというようなことがあります。その点について、丸島さんから触れていただくことは可能でしょうか。

丸島 震災、それから、原発被害、わが国は、これらの未曾有の問題に、今直面しているわけですが、震災発生後から現地へたくさんの方の弁護士がボランティアとして飛んで、そして、法的な相談だけではなくて、情報提供、あるいはそれらの事実を基にしていろいろな立法提言、こういう活動をしてきました。

その過程で、三陸沿岸から浜通りにかけての最もひどい震災被災地に拠点をつくろうということで、弁護士会、そして、法テラスが共同して、例えば、岩手県では、最近、沿岸地域の大槌町、それから、宮城県では南三陸町、東松島市、山元町と、こういう辺りに事務所を設けていて、相談を受け付けています。

特に宮城県の例などでは、ワンストップということで、弁護士会の相談センター、そして、無料の法テラス、プラス ADR (裁判外紛争解決手続) というように、紛争解決機関も設置して、ワンストップで相談から問題解決まであたると、こういうふうなシステムを取っています。

この間に弁護士会に対応している相談件数だけでも 3 万数千件に及んでいます。これは、それぞれの自宅あるいは事業にかかわるローンの返済をどうしたらいいか、あるいは相続などの問題をどうしたらいいか、そのほか近隣紛争など非常に多岐にわたっております。もちろん原発被害の損害賠償支援の態勢も重要でありまして、これは原発対応の ADR などをもって、今後、さらにきちっとした法的支援の態勢をつくっていくと、こう

いう努力を今しているところであります。

大出 ありがとうございます。今、原発の関係での対応についてお話しただきましたけれども、当然、行政にかかわるような話にもなってきているということもありまして、今回の司法改革で、もう一つ大きな進展が見られたのは行政訴訟ではないかというお話もありまして、藤川さん、その辺り、何かご意見ありますでしょうか。

藤川 先ほど佐藤さんからお話がありましたように、今回の司法改革の大きな目玉の一つは、政治・行政に対するチェック機能を強化するということであつたんですが、42年ぶりに行政事件訴訟法が大幅に改正されて、それを踏まえまして非常に画期的な判決が次々出ているということで、行政訴訟に対するアクセスの利用しやすさというのが大幅に変わったということが言えると思います。

具体的に言いますと、これまで行政訴訟で原告である国民が勝つというのは、ラクダを針の穴を通すごとくと言われてはいますが、非常に難しかった。まず、一番初めに、土俵に乗せてもらえない。原告適格が非常に制限されている。それから、二つ目には、訴訟類型というのが決まっています。例えば、公害を流す企業がある。それに対して、行政の規制権限を強めてくれ、行使してくれというような義務づけ訴訟は駄目ですよ。あるいは、違法な処分をやめてくれと、差し止め請求、これも駄目ですよというようなかたちで、訴訟類型が非常に制限されてきた。

さらに、実際に土俵に乗せてもらっても、どちらが勝つかというと、裁判官の頭としては、多様な国民の利害調整を図った行政の判断に従うということで、国民の側が負けることが多かったんですけど、今度の改正によって原告適格も広がった、新しい訴訟類型もできたということで、現実にはさまざまな画期的な判決が出て、国民の権利救済は進んだと思います。

大出 ありがとうございます。これまでは、どちらかということ、主として成果についてご意見を伺いましたけれども、先ほどちょっと触れていた

司法は身近になったのか？ 司法改革 10 年

いただきましたけど、必ずしも、だからといって十分な状態になっているということではないということもあろうかと思います。

その点についても、先ほどお話しいただいた法テラスの須崎市と安芸市のお二人の弁護士の方からご意見を伺っておりますので、まずそちらをご覧いただきたいと思います。

(VTR 開始)

宮地 経済的に困っている人、特に借金の問題で困っている人たちに対して、じゃあ、十分な法的サービスが提供できているかという、実際には、現在、事件になっているもの以上の需要というのが地域の中に埋もれているんじゃないかというところは想像がつかます。

たとえば法テラスで債務整理とかやっていますよというのを宣伝したとしても、なかなか届いていない。届いたとしても、自分の足で事務所まで来て法律相談を試みようという発想にはなかなかならない人が多いんだと思うんです。

岸 かなり遠い方については、そういう出張相談の枠組みがあるとか、そういうことまでは、もっと具体的に広報していかないと使っていただけないと思っていますので。そういうことが必要な人ほど社会的な情報から孤立してしまっていて、それで、広報が届きづらいという面もあるので、今、民生委員さんとか、あるいは行政の窓口の方に、もっと広報しないといけないなというので、安芸ひまわり基金法律事務所の弁護士の方と 2 人で、今度、自治体をもう 1 回、回ろうかと。年に 1 回ぐらい回っているんですけど。

市町村の研修会とかに行って、出張相談があるとか、そういうことについて、もっと広報したほうがいいんじゃないかとか、あるいは法律扶助の要件に該当する方だったら、法律相談は無料ですよってということをもっともっと頑張ってアピールしたほうがいいんじゃないかとか、そういう話を今していますね。

(VTR 終了)

大出 今、出張相談というようなことも始まっているというようなお話がありましたけれども、ただ、本当に援助が必要な人たちに、まだまだ情報が伝わっていないというようなこともあるようです。

ということで、課題というようなことで少しお話を頂きたいと思いますが、新聞記者でもいらっしゃって、いろいろと実情もご覧になっていらっしゃった藤川さんから、もしありましたらご意見を頂ければと思います。いかがでしょう。

藤川 新聞記者であった1998年ごろ、島根県の浜田市にありました石見法律相談センターというところ取材したことがあったんですが、そのときの実感として、過疎の人々も、もはや法律に無縁では生きていけない、そういう時代、社会になったなという感じをもちました。

それで、今、法テラスがある、それから、日弁連が作っていますひまわり基金法律事務所があるというかたちで、態勢としてはだいぶ調べてきたなという感じがいたします。ただ、問題は、そういう問題を抱えた人と、そういう態勢との間の敷居が相変わらず高いなという感じがいたします。

その第一の問題というのは、法律問題として自覚していない人が多い。例えば、高齢者の財産管理であるとか、あるいは高齢者の虐待の問題とか、重要な法律問題が含まれているんですけど、法律問題としては対応されていない。そうすると、どこへ行くかといいますと、行政の相談窓口であるとか、警察の困り事相談所であるとか、場合によっては市議員、町議員、村議員のところへ行くというような問題で、そのような埋もれた法的な問題というのがうまくつながっていない。

それから、もう一つ、地域社会ってというのは、非常に人間関係が濃厚な社会なので、それで、そういうような窓口に行くということは、法的に解決しようという冷たい人間と捉える恐れがあります。そういう点で、いかにそういう悩みを抱えた人々の心に入っていくような相談をするか、そう

司法は身近になったのか？ 司法改革 10 年

ということが非常に重要だと思います。

大出 ありがとうございます。古口さんは、今、静岡で弁護士をされているということでもありますが、いかがでしょうか。

古口 ちょっと参考みたいな話ですが、3 日前に、私は、天竜区という地域、浜松市の北のほうなんです、そこに院生と一緒に無料法律相談をやりに行ってきました。

静大の法科大学院は、地域の NPO と連携協力関係をつくって、年に何回か、司法過疎と言われる東伊豆町であるとか、西伊豆町であるとか、浜松市の北のほうであるとかいうような所での無料法律相談会を繰り返しております。もちろん、学生の勉強にもなるんですが、位置付けとしては、何よりも法科大学院自身が地域に貢献する、その姿勢を学生たちにも伝えていきたい、実際に役に立っていくということでもあります。

地方の法科大学院では、例えば、離島での法律相談というのをやっているところとか、そういう動きというのがありますので、今後、さらにそういう、法科大学院自身が地域に根差して、地域に貢献していくというような活動も広がっていくことが期待される。そういうこととも、法テラスなどの動きも、うまく連携していければいいかなと思っております。

大出 まだまだアクセスを拡充するためにいろいろな手段というものを考えていくことができるだろうと思いますし、日弁連も、この間、いろいろと、先ほどもちょっとご紹介しましたけれども、基金を作って事務所を設置するというようなご努力をされてきたのですが、本林さん、その点で、課題について何かおっしゃっていただくことがありますでしょうか。

本林 ひまわり基金法律事務所が全国各地にでき、それから、法テラスができた。その相互の補充関係ができて、そういう意味では、今おっしゃったように、全国的にかなり国民の身近に相談・解決機能が浸透してきたと思います。私が感心しているのは、スタッフ弁護士の人たちが今までのように待ちの姿勢でやっているんじゃないかと、最近、アウトリーチという

手法ですけど、こっちからも積極的に手を差し伸べていく活動をしています。今までにない、弁護士の新しい群像が育ちつつあるなど、そういう感じがしております。

そういう意味では、日弁連は、いわゆる弁護士のゼロワン地区というものを、もう今年の3月でなくすということで、今まででも力を尽くしてきたわけですけども、これからもなお一層、組織的な対応をしていきたいと考えています。

大出 ありがとうございます。いろいろとお話を今伺いましたけれども、佐藤さんのほうから、これまでのお話を聞いていただいて感想的なことでも結構ですが、ご意見があれば、お伺いしたいと思います。

佐藤 ただ今、皆さんがおっしゃったように、弁護士が身近にいなければということは、本当にそのとおりだと思います。先ほど紹介したように、まずゼロワン地域の解消ということは大事ですが、8割以上の市町村で身近に弁護士のサービスが得られない状況だったということを何としても早く解消したいという切なる思いを新たにしたところです。

ただ、課題があるということはよく分かりましたが、全体的に見て、一般の国民がようやく法的サービスにアクセスする、正義にアクセスする道が開かれたという思いもあり、また感慨深いものがあります。

さる本の中に載っていたスタッフ弁護士の感想が強く印象に残っています。さる方が法テラスにいらして法律相談票に署名する際手が震えて書けない状況を見て、それは、いかに今まで法律事務所が縁遠く、壁が高くて近付きがたいものであったかということを実感させるものであった、弁護士っていうのはいったい誰のためにあるのかということを感じさせられたとおっしゃっているんです。先程VTRを拝見し、いろいろなご意見を伺って、ようやく日本でも、一般の国民に司法・正義への道が開かれつつあるという実感を得られて非常にうれしく思っている次第です。

大出 ありがとうございます。制度的基盤の整備というのは順調に進んで

司法は身近になったのか？ 司法改革 10 年

いるということかと思えます。そうはいいまして、課題もまだ決して少なくないというのが実情かと思えますが、さらに、このあと、それを支える人的基盤がどうなっているかということについて議論を進めていきたいと思えます。

司法制度を支える法曹の在り方

大出 それでは、引き続き司法制度を支える法曹の在り方についてご議論いただきたいと思えます。この点についても、まず、佐藤さんのほうから問題提起をお願いしたいと思えます。よろしく願います。

佐藤 いかにも理想的な制度を描いても、人を得なければ絵に描いた餅でありまして、意見書は、法曹を「国民の社会上の医師」と位置付けるとともに、その確保を最重要課題としたと申し上げていいかと思えます。

日本国憲法のもとで法曹人口も徐々に増え、1964（昭和 39）年に司法試験合格者数が初めて 500 人台に乗りました。しかし、以後、約 30 年間近くにわたって、その状態がずっと続いたわけです。事実上法曹三者ということになるんですけども、国が、合格レベルに達していないという理由で、法曹人口を統制した結果であるというように私は思っております。

司法制度改革審議会のシミュレーション	
外国の「弁護士－国民人口」比率との比較	
フランス並み	65,203
ドイツ並み	150,767
イギリス並み	196,419
アメリカ並み	438,078
日本 (1999年)	16,731
2012年3月1日現在	32,107

その間、世界の情勢はどうかと申しますと、法曹人口は猛烈な勢いで増えていったわけです。日本では、ようやく 1980 年代の終わりに至って検討が始まりまして、そして、ごく少しずつ増員が始まりました。

そうした中で、意見書は、新しい法曹養成制度の完全な切り替えが予定される 2010（平成 22）年ころには、新司法試験合格者数を 3 千人にすべきだ、目標とすべきだということを打ち出したわけです。あとで同趣旨の

閣議決定が行われているということもご承知の通りです。

じゃあ、なぜ3千人なのかということですがけれども、先進國中、人口に比べて法曹の数が最も少ないフランス、せめて早くフランス並みに近づきたいということもありましたけれども、一番重要だと思っていますのは、先ほども触れましたように、全国の8割以上の市町村で弁護士のサービスを身近に得られないという状況を何とか早く改善したいという強い思いがありました。

世界の法曹人口の猛烈な増加を引き起こした要因は何だったのか、何を結果したのか。それを象徴するのは、企業法務向け大ローファームの出現であったように思われます。日本では、従来の弁護士層から、これに抵抗する向きが強かったのですけれども、日本だけがそうした動向の圏外に立ち続けることが果たしてできるのかという課題があったわけです。

日本での従来の弁護士の仕事といえば、訴訟事件などのいわゆる裁判法務でした。こうした弁護士像への固執が弁護士の職域を狭くし、一般の国民を司法から遠ざける原因になったのではないかと思うところがあります。

法曹が「社会生活上の医師」であるということであれば、身体上の医者と同じように、それにふさわしい養成の仕方があるはずであります。意見書は、従来のように一発勝負の司法試験だけで決めるということではなくて、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させたプロセスとしての法曹養成制度を構築すべきであるとして、その中核に法科大学院の創設を提唱したわけであります。

2004年に法科大学院が発足し、既に1万1千人を超える新司法試験合格者を輩出しております。ただ、74校という、予想を上回る法科大学院ができる一方で、2010年ころには合格者数3千人という目標には到達せず、2千人少々のところまでとどまっております、合格率が低迷し、志願者も減少するという厳しい状況があります。

意見書の述べる法曹養成制度の理念は、私は決して間違っているとは思

司法は身近になったのか？ 司法改革 10 年

いませんし、定評のある法科大学院の懸命な努力と実績に勇気づけられておるのでありますが、この厳しい現実をどのように受け止め、理念の実現に向けて将来性のある筋道を付けるかということが喫緊の課題であると考えております。

マスコミなどで弁護士就職難が喧伝されがちですけれども、若い弁護士や先進的な弁護士が、従来の弁護士像から脱して多様な分野に挑戦し、また、成長しつつある法律事務所が、アジアを視野に入れてグローバルな法的サービスの提供に挑んでおられるということに、私は非常に勇気づけられているところです。この点についても、いろいろご意見を賜ればうれしく思います。

大出 どうもありがとうございます。人口問題につきましては、その後、いろいろ議論を生んでおりまして、帰一するところがないのが現状で、それぞれどのようにお考えでいらっしゃるかを伺っておきたいと思っておりますけれども、まず、但木さん、いかがでしょうか。

但木 人口問題って、非常に原則的な話を申し上げたいと思うんですが、私は、社会が全く変わってしまっていると思うんですね。

例えば、相続問題一つとっても、昔は長子相続が主で、あとはみんな相続権を放棄したんですね。その時代は、争いつていうのはなかったわけです。ところが、今、そんなことをやっているのはほとんどない。すべての家族において、相続権は、それぞれ持ち分幾つにするかっていうのが非常に深刻な問題として立ち現れている。

それから、昔は、借金して首が回らなくなったら、リヤカーを引いてどっかへ逃げてしまうっていう解決方法を取りましたけど、現在では、みんな、それは自己破産という法的手続でやろうとしている。

それから、例えば、昔は、行政指導とかメインバンクの指導で、合併問題っていうのはけりがついたんですけども、今や、そういうところは、そういうことに手を出さなくなりました。ですから、今や殴り合いっていう

か、全く素手でお互いに闘うようになってきた。そうなると、アンパイアが必要ですね。ですから、例えば、新株の発行をめぐって、それを裁判所で数日のうちに決定してくれってというような問題提起が司法の場に持ち出される。

つまり、社会が、あらゆる意味で、司法にどんどん依存度を高めている。そういう中で、日本の司法っていうのは、あまりにも小さすぎる。そういう意味で、司法制度改革審が大幅な人口増というのを打ち出したのは、私は、原則的には誠に正しいと思っております。

大出 本林さん、いかがでしょうか。

本林 弁護士から見た法曹人口というのは、またちょっと違うんですけども、私は、500人態勢から最近では2000人まで増えてきて、それで、そのおかげで、法テラス、それから、過疎地の対応、それから、拡大した被疑者弁護、それから、裁判員裁判のもとでの刑事裁判など、国民に対する司法サービスが行き渡ってきた。これは、改革の大きな効果だと思っています。

訴訟分野を超えて新しい分野に挑戦している弁護士も非常にたくさん出てきている。数字を言いますと、例えば、法科大学院実務家教員として約1000人の方、それから、過疎地で活躍する弁護士も、さっき数字が出ましたけど、いわゆるゼロワン地区もなくなってきたわけですね。それから、任期付き公務員として国家公務員に出ている人が110人ぐらい。地方自治体は、まだ20人。それから、企業法務には約600人が出ています。それから、上場会社の社外取締役役に100人ぐらい。そういう新しい芽は出てきているというふうに思っています。

しかし、さっき佐藤さんがおっしゃったように、法科大学院の数が多すぎた。それから、定員也多すぎる。そのために合格率が下がってきたということと同時に、リーマンショック以降の100年に一度という大きな経済不況が出てきたということが、これは弁護士のみならず、あらゆるプロ

司法は身近になったのか？ 司法改革 10 年

フェッショナルに相当大きなインパクトを与えることは間違いない。そういう意味で、社会に対する弁護士への進出の度合いというのは、想定したほど伸びていないということもあるわけです。

ですから、これから、そういう意味では、弁護士自身の、あるいは弁護士会の努力も大事ですけど、世の中の弁護士に対する「法廷の専門家だ」という限定的なイメージ、インプレッションを変えるための努力が必要だと思います。これは弁護士サイドも社会サイドも変えていかなければいけないんだろうなと思っています。

大出 ありがとうございます。先ほどもちょっとお伺いしましたが、比較的客観的な立場からご覧になっていた藤川さん、いかがでしょうか。

藤川 いや、今や客観的な立場にはなくて、私自身が昨年 12 月に登録いたしました新人弁護士です。新聞に、司法修習生の 2 割が就職できないというような非常に悲観的なことが書いてありますけど、私は楽観しているんです。今、本林さんのお話がありましたように、もっといろいろ分野がある。

例えば、アメリカは典型的な訴訟社会と言われていています。2010 年にアメリカのロースクールを卒業して法曹資格を取った人が 4 万 1 千人ですが、このうち、プライベートプラクティスへ弁護士として裁判実務に就いたのは 50.9%。あとはどこへ行ったかというところ、例えば、政府機関に 11%、それから、裁判所の職員が 9%、それから、公益団体、パブリックインタレストですけど、そこには 7% というかたちで、もっと多様なところに就職している。

最近、ちょっと金融界で話題になったことがありましたね。これは新聞に載っていたニュースですけど、富山県に本社があります北陸銀行というところですが、そこが今年の春から定期的に 3 人の新人弁護士を採っている。それから、調べてみたら、あと、例えば、中国銀行、これは岡山県の銀行ですけど、そこが 2 人採るとか、愛媛銀行が 1 人採るとか、そういう

ようなかたちで、地方銀行で新人弁護士を採る動きが出てきまして、注目したいのは、その給料です。基本給が300万円。説明によると、大学院修了の総合職と同じ。

ところが、今、東京の弁護士事務所はどうですか。初任給は500万円から600万円とされています。それだと、とても企業は採りきれませんが、大卒・院卒の総合職と同じだったら、いつでももっと引きようがあるのではないかという気がいたします。

大出 ありがとうございます。静岡県ということで、先ほども伺いましたけれども、地方の実情ということ言うと、また違った見方もあるかと思えますが、古口さん、いかがですか。

古口 地方の実情というよりも、私自身が法科大学院の教壇に立って、勉強している、頑張っている院生たちと接してきている感じですけど、私の実感では、「この子は、依頼者の身になって本当にいい仕事ができる、いい弁護士になる資質・能力があるんじゃないかな」と思う子たちが意外と、なかなか司法試験に受からない。私は、司法試験のレベルがちょっと高すぎるんじゃないかと思うことが率直にあるわけですね。

国民にとってどんな資質とどんな程度の能力が本当に求められているのか、そういうものを試すにふさわしい、運用も含めて、司法試験が機能しているかということ自身も、もう一度検討し直す必要があるんじゃないかなというようなことは実感しております。

大出 法曹人口問題についても、いろいろと、基盤の変化とか、それから、新しい活躍の場というのが徐々に広がっているのではないかというようなこともあったかと思えますけれども、ただ、この問題をめぐっては、議論がまだまだ続くということになるのだろうと思います。

今、ちょっと、法科大学院についてのお話も出てまいりましたが、この改革で、法曹養成の新しい中核として、法科大学院が役割を果たすことになったわけですが、この法科大学院をめぐっても、佐藤さんのお

司法は身近になったのか？ 司法改革 10 年

話にもありましたように、作り過ぎてしまったのではないかとことから、いろいろな議論があります。

他方で、また新司法試験との関係で、果たして法曹としての資質なり能力というものを試すことができるように、ちゃんとなったのかどうかというようなことも問題とされていると思いますけれども、ともかく個別の受験勉強ということに委ねるのではなくて、プロセスとしての教育によって養成するようになったことは間違いないと思います。

その授業がどのように行われているのか、なかなか、これはご覧いただく機会がないと思うのですが、ほんのごく短い映像ですが、法科大学院の授業の一つの特徴とされています双方向授業というようなことがどのように行われているのかの一端をちょっとご覧いただくための VTR を用意してありますので、まず、ちょっとそれをご覧いただければと思います。

(VTR 開始)



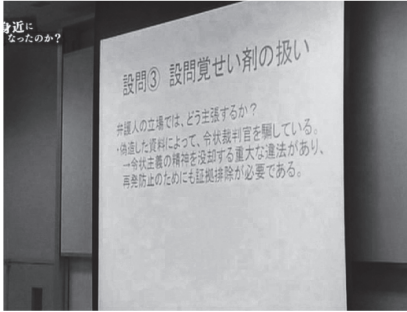
後藤(昭) 問題は、捜査官が違法な手段で証拠を得たときに、それを裁判で利用することが許されるかどうかという問題ですね。

では、設問の「3」です。この事件では覚醒剤が差し押さえられていますね。「これについて証拠能力が認められるかどうか、検察官と弁護人の立場から述べなさい」と言う問題。まず、弁護人のほうから行きましょうか。

A この場合は、令状主義の精神を没却する重大な違法がある。その違法な令状に基づいた、搜索、差し押さえにより得られた覚醒剤ですので、違法収集証拠排除の原則が適用されるという主張です。

後藤 将来の違法捜査の抑制の見地からはどうですか。

A この場合、令状を取るために偽造した供述調書を用いていますので、この証拠が認められると、将来的にも、このような捜査方法が起こる可能性があるのです。排除すべきだといえます。



後藤 そうですね。裁判所としてはこれを許すわけにはいかないですね。これに目をつぶるわけにはいかないですね。偽造した資料によって、令状裁判官をだましているわけですから、これは令状主義の精神を没却する重大な違法があつて、再発を防止

するため、けじめをつけなければいかん、これを排除しなければいかんって弁護人としては言いますよね。

じゃあ、検察官としてはどうだろうか。

B この場合は、設例にはないんですけども、もし覚醒剤を証拠とすることに同意すれば、責問権の放棄ということで使えるのではないかと思います。

後藤 なるほどね。

B それで認められるんじゃないかというのが一つ考えられるかと。

後藤 同意の効果の問題は、あとでまた出てきますけどね。そうすると、検察官としては、同意してくれるように持ち掛けますか。

B 「いいですか」って、とりあえず聞くのはありかなと。

後藤 ああ、聞くのはあり。では、あなたが弁護人だったらどうしますか。

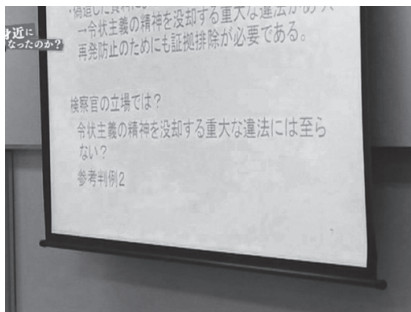
B 「異議あり」と言うとき……。

後藤 「異議あり」と言う？

B はい。

後藤 「嫌だ。そんなことは許せん」と被告人も怒っているから、証拠調べには当然異議を言います。そうしたら検察官からの言い分は何かありますか。

B 覚醒剤ですので、物としての性格からいくと、たとえ違法な証拠であっても証拠価値は変わらないというふうに言えることはできると思います。



後藤 そうですね。確かに一般論としてはそうですね。

B はい。

後藤 もしこれを排除すれば、覚醒剤の所持で有罪認定することは、まず……。

B 難しい。

後藤 難しい。排除して、例えば、そのとき覚醒剤を発見したと捜査官が証言したらどうかという問題もありますけど、でも、その証言も、きっと許されないでしょうね。結局、無罪になってしまう。

そうすると、「確かに警察官は悪いことをしたかもしれないけども、被告人も悪いことをしているのに、何でそれが無罪になるんですか。それは差し引きすべき問題ではないでしょう。両方を処罰すべき問題であって、被告人を無罪にして解決する問題ではないでしょう」って言いたいですよね。

B はい。

後藤 でも、それも考えたうえで、あの要件があるときは排除法則を採ると、最高裁は、言っているわけですね。そうすると、検察官としては、あの要件に当たらないって言わないといけないですね。

B そうですね。

後藤 それは言えそうですか。

B この場合は、供述調書の偽造ですので、ちょっと言えないんじゃないかと思います。

後藤 はい。実は、設問は、「検察官の立場でどう主張するか」って書いてあるんですけど、「うーん」と、私も、考えてしまいます。調書を偽造した警察官は処罰されたから、再発のおそれはないと主張しましょうか。

(VTR 終了)

大出 いかがでしたでしょうか。従来の講義式方式とは違う授業風景をご

覧いただくことができたのではないかと思います。このような試みが成果を上げていることも間違いないと思うのですが、法曹人口問題も絡んで批判もあります。

その一つが、新しい養成システムによって法律家の質を確保する教育が行われているかどうかというようなことであります。その点について、旧試験では合格できずに、法科大学院に進学して、現在、弁護士として活躍されている方のお話を伺っておりますので、ご覧いただければと思います。

(VTR 開始)

村岡 (美奈) 旧試験には、もう何度もはじかれて。でも、やっぱり弁護士になって弁護士の仕事がしたいと思っていました。新試験ができたので、目指しているもの自体は、理念としていいなと思ったし、チャレンジしてみる意味があるのかなと思ってやってみました。



質が低下しているっていうのが当然のこのように言われると、ちょっと何か、私としては複雑な気持ちがあつて。前提となっている質の中身の議論が全然できていないんじゃないのかなという印象はもっています。

今、仕事のうえで、新試験をやってきたことで困っているかという、そうは思いません。

(VTR 終了)

大出 村岡さんは、旧試験では弁護士になれなかったのですが、法科大学院に進んで、弁護士になって3年目で、大変忙しく活躍されています。

あともうお一方、先ほど授業風景を見せていただいた一橋大学の後藤教授にも、教員の立場から法科大学院の意義をどのように見ておられるか、お話を伺いました。後藤さんは、旧司法試験に合格され、司法研修所も修了され、旧試験の司法試験委員も務められておりましたので、旧システム

司法は身近になったのか？ 司法改革 10 年

についても十分理解されてのご意見だと思いますので、ご覧いただければと思います。

(VTR 開始)

後藤 法科大学院の良い面は、法曹を目指す人たちが法曹になるために必要な学習をしっかりとやるようになったことだと思います。旧試験の時代にも、皆さんそれぞれ一生懸命勉強していたわけですが、それは司法試験に合格するための勉強です。そのことと、法曹として本当に必要であり、かつ有能な法曹になるために必要な能力を養うということは、必ずしも同じではないと思います。



つまり、試験に合格するためには、なるべく手っ取り早く合格できる方法を、例えば予備校が考えて、それを提供することになります。受験者たちは、それを覚えます。そのために、「こういう問題が出たら、こういうふうには書けばいい」、それを覚えて吐き出すための勉強になってしまったと思います。

法律家としてもっと必要なのは、自分で事実を見て、それを法律に当てはめてどう解決するかを一つ一つ考えて、それを説明していく、そういった能力だと思います。そういう能力を養うために、法科大学院は大きな効果を上げていると思います。

法科大学院の授業では、学生は非常に熱心ですし、教員も、かなり熱心に教えていると思います。そこでは、教員と学生がそれぞれに対して厳しい要求をする。学生たちは、教員に対して、しっかり教えてくれるという要求が厳しいです。教員のほうも、学生に対して、予習をしっかりするよう要求しています。その結果緊張感のある授業ができています。これは、今までの日本の大学では見られなかった新しい現象だと思います。

法律専門家になりたいという明確な目的意識をもった人たちだけを集めたこと、それから、法科大学院の修了を司法試験受験の資格の要件にした

ことによって、これが初めて実現したと思います。

学生たちの授業評価、あるいは新人弁護士に対する意見調査などの結果を見ましても、学生たちは法科大学院の教育をそれなりに評価している。もちろん、完全に満足しているわけではないでしょうけども、その有用性を評価していることが分かります。

それから、法科大学院を作ったことによって、今までのような法学部の新卒の学生だけではなくて、他学部の出身者、さらに、社会人経験を経た人たち、こういった人たちが教室に入ってくるようになった。それが教室の中での意見の多様性ももたらすし、将来、法曹界に多様な人材を送り出すという効果を持っていると思います。

(VTR 終了)

大出 今ご覧いただきましたように、大変高い評価も可能ということになるわけですが、他方で、いろいろとご議論があることも間違いありません。

現在、静岡大学で教鞭を執っていらっしゃる古口さんにもご意見を伺えればと思いますが、いかがでしょうか。

古口 一点だけ。結局、法科大学院っていう仕組みは、日本で初めて法学研究・教育を担う研究者と実務家が共同して担う体系化された法曹養成システムがつくられたということだと思えます。そういう中でなければ、本当に批判的・創造的な法的思考力、役に立つ応用力をちゃんと発揮できるような能力というのは身につけることができない。従前できなかったということなんだと思えます。

最近、「旧制度に戻せばいいんじゃないか」というような議論も一部にはあるんですけども、そういう考えというのは、お医者さんについて、医大での医師養成教育は経なくとも、ペーパー試験である医師国家試験に合格すれば医者にしていいというのと全く同じ発想だと思うんですね。法曹も、やはりきちっとした養成プロセスの中で育ててもらわなければ困る。

司法は身近になったのか？ 司法改革 10 年

そういう観点からいった場合には、私は、やはり基本的に法科大学院の仕組み、新しい仕組みは、うまくいっていると思っております。

しかしながら、このフリップの最後のとこですが、問題点もたくさんあるわけです。端的に言って、法科大学院の総定員が当初予想より多すぎた。74 校最大の段階で 5,825 人です。仮に 3000 人合格しても、目標の 7、8 割が合格するような教育というのは不可能なわけでありませう。

なぜ法科大学院が必要だったのか
① 大学における法曹養成教育の不存在
② 予備校と司法試験による選抜＝知識・受験技術偏重
③ 実務と理論の乖離
法科大学院の意義・成果
① 研究者と実務家が協働して担う体系化された法曹養成教育システムの創設
② 批判的・創造的な法的思考力を養成
③ 法曹人口増員に対応
法科大学院名とりまわりの問題点
① 法科大学院の総定員が大きくなりすぎた
② 司法試験合格率、とりわけ未修者合格率の低下
③ 法科大学院教育への悪影響
④ 法科大学院志願者の減少、社会人・他学部生の減少

そうなりますと、司法試験がものすごく激しい競争になります。その中で、合格率が下がってきております。2007 年から去年の 2011 年までの違いを見ますと、当初は 48.25% が、去年は 23.25% にまで下がっております。

とりわけ未修者、これは法学を大学などで学んできていないために、社会人とか非法学部の人がある 3 年コースが原則になっておりますが、その未修者の方々は……、昨年で言いますと、既修者が 35.4%、それに対して未修者は 16.2% という合格率であります。そうすると、なかなか受かんないから、やはりいけないということになってしまう。

法科大学院志望者は大幅に減っています。ロースクールの志願者の延べ人数で言いますと、当初は 7 万人を超えていたものが……、これは延べ人数ですよ。実人数ではない。延べ人数で、去年は 2 万人ちょっとということであります。社会人の入学者は、当初、55% ぐらいだったものが 20% に減り、非法学部の入学者も、40% から 20% に減っている。

そういう状況の中での悪影響ではありますが、端的に言って、司法試験に必要な勉強以外は熱心に勉強しない。法曹倫理とか実務科目、多様な展開・先端科目、それから、基礎法学・隣接科目というのを必ず受講しなければならないことになっているわけですが、受講しても内職をしていると

というような状況さえ生まれてきている。特に大事な臨床科目を敬遠するというようなこともあります。

結局は予備校に通ったり、暗記中心の勉強をし、体系的な理解、応用力が欠如するような状況が生まれてきかねないという状況が今進行しているという面があります。

処方箋は、あくまでも当初の理念・理想を堅持して、必要な能力を養成していくことに邁進し、そういうところから巣立っていった人たちが実務の中で実績を上げて、社会的にも認知を得ていくということしかないだろうというふうに私は思っております。

大出 なかなか難しい問題を抱えているということでもあろうかと思いますが、実は、政府が法曹養成に関するフォーラムというものを設置して、今、法科大学院をめぐる問題について検討しているのですが、その委員を、丸島さんが務めていらっしゃるということで、一言、議論の現状について、可能な範囲でお話しを伺えればと思いますが。

丸島 今回の司法改革の特徴は、人的な分野と、制度的な分野、これらを全体として一体的総合的に改革し、司法・法曹の役割を大きくしようと、こういうテーマ設定がされたということです。そして、人の面の手当てをししっかりやろうということで、数の問題、法科大学院の問題が議論され新たな制度がスタートし、今日まで来ています。

しかし、問題は、法科大学院について言うならば、今のような成果がたくさんあるのですが、単なる法学部教育の焼き写しではなくて、理論と実務を架橋し、人に向かい合って、その権利擁護のために活動するという法曹を育てる上での教育力が、わが国にどの程度備わっていたのかという、人的インフラにもかかわる問題があったと思います。

そういう点から、作り過ぎられてしまったということの問題がさまざまに出ていて、その結果として、当初予定されたような合格率にならない。さらには、法曹養成の出口のところは、生まれた新しい法曹の活動領域が

司法は身近になったのか？ 司法改革 10 年

思ったように伸びない。そういうところから、人口の増やし方はこれでいいのか、その割に法曹養成課程の経済的負担が大きすぎるんじゃないか、これらのことがあって法曹志望者が減っていると、こういう問題です。この悪循環をどう改善改革するのかというのが法曹養成フォーラムに与えられたテーマであります。

大きくは三つありますが、法曹養成課程、特に法科大学院の在り方の改善については、端的に言って、本来の理念に基づいた質の高い教育を行うこと、そのような制度として充実させるために、地方在住者や社会人の志望者に配慮しながら規模の適正化を図ることが必要だろうと思います。

それから、活動領域の分野については、新たな活動領域の拡大のための取組を引き続き行う必要があります。そして、裁判の分野でも、民事裁判そのものが大きくは伸びていない。それから、行政訴訟制度は、改革が進められましたが、この 10 年間に、訴訟件数は千数百件が二千数百件に増加したに止まりますので、引き続きの改革というのが必要だろうと思います。

また、人口の問題については、増えた法曹を生かす社会をどうつくるかという、そこが、きちっと社会のコンセンサスを得ないと、数を増やすというだけでは、この改革そのものが非常な困難にぶつかるだろうということが考えられます。そういう意味で、司法改革全体の現実的で着実な発展のために取り組むとともに、人口の増やし方のテンポについても見直す必要があるだろうと見ています。

大出 確かに難しい問題だということだと思いますが、それで、弁護士の活躍の場をどう広げていくのかというようなことで、問題提起のところでもご指摘を頂いておりますけれども、若い人たちは、今の状況の中でいろいろな試みをしているということもあります。

実は、若い方たちが同じ法科大学院を修了して、5人で、いわゆる即独というようなかたちで事務所を開いたというようなケースが長野県にあり

ます。その方たちにお話を伺っていますので、ご覧いただきたいと思います。長野県の長野市の隣の人口約5万人の須坂市という所で「MAIMEN」という法律事務所を開設された皆さんです。

(VTR 開始)



法律事務所 MAIMEN スタッフ
(当時)

左から、金沢、鏡味、藤原、稲村、尾西の各氏

尾西 (浩貴) みんなが入ってきて、バスケをやる側、見る側って、自分はやってたんですけど、それで、何となくチームっぽくなってきて、そういう関係でずっと、勉強したり、バスケをしたり、遊びに行ったりっていう関係が続いていて、それが自分たちでも驚くほど密になってきたというか、20代中盤・後半で出会って、ここまで仲よ

くなれるもんかっていうぐらい、結構いい信頼関係が築けたっていうのがあったので、何となく、先に卒業した2人を中心に、「将来、一緒に働けたらいいね」という話が出てきました。

司法試験の制度は、どうあっても合格者と不合格者がどっちも生まれてしまう制度なので、それが一緒になって人生を共にする覚悟で一つの事業体を築いていくっていうのは、すごい価値があることなんじゃないかと思って、少しずつ声をかけていって集まったのが、この5人っていうかたちです。

鏡味 (聖善) 実は、最初は長野市内の裁判所から少し離れたところっていうのを考えていたんですけど、こちらに来ていろいろ話を聞いたところ、実は、須坂市に事務所が1個もない。どうせやるんだったら隣の市町村で、一つも事務所がないところでやったほうが、自分たちがやろうとしていることが、より実現できるんじゃないかっていうことで、最終的には、思い切って事務所がなかった、この須坂市を選んだと。

金沢 (理映子) 例えば、事務所を置く場所にしても、最初は、こっち来た

司法は身近になったのか？ 司法改革 10 年

ばっかりのときは、やっぱり駅が近いほうがいいんじゃないとか、中心部のほうが来やすいんじゃないとか思ったんですけど、実際住んでみて、いろんな人の意見も聞いてみると、ちょっと離れていても駐車場が広いほうが、やっぱり車社会だからいいとか、あと、中心地だと、人目が余計気になってとかっていうことがあるってということが分かったりするので、やっぱり、実際、こっちに住んでみて、地元の人のお話を聞いてみて、1回1回修正していくってというのが大事なんだなっていうのが分かったので、これからは常に、そういうことは頭に入れて、ちょっとずつ修正しながらやっていかなければいけないんだと思っています。

藤原（寛史） 須坂市だけじゃなくて、もう少し東のほうに……、東というか、北のほうに小布施町だったり高山村っていう所があるんですけど、そこにも弁護士がいないので、そこから長野市に行くのは相当時間がかかるので、その中間地点にあるここに来ていただける方もいらっしゃいますし、上田市の裁判所とは遠いところからすれば、ここにはすごくアクセスがいいので、そういう方々も来てくださるので、とても、事件の数としては手いっぱいなところもある状況です。

あと、やっぱり依頼者の方々からは、「近くであって良かった」、「近くだからちょっと来てみた」というような話がたくさんあるので、すごくうれしいことだなと思います。

稲村（朝） 交通事故とか、お金を貸したけど返ってこないっていう事件は結構多いので、もっと予防法務に、当初から考えていたことなんですけど、力を入れていきたいなと思っていて、今でも、離婚のときに協議書を公正証書で作成しておくとか、亡くなる前に遺言状をみんなで検討して作っていくとか、そういった仕事もあるので、もっとそういったものを皆さんに考えていただけるように、こちらの試みとしては、ホームページにたくさんコラムを載せていくとか、そういうことはしたいなと思っています。

鏡味 あえて余計なお世話で、この機会に、できれば、この事務所をやっ

ている立場で思っていることを言えば、今、司法制度改革で法曹人口が増えていて、増え過ぎじゃないかとか、あるいは、そのせいで就職難になっているんじゃないかという話があると思うんですけど、就職しないで即独をして何とかやっているわけなので、そもそもの発想として、就職しなければいけないという発想をまず取りはずすっていうのと、修習のときに、ちゃんと勉強をその期間にするとか、あるいは一緒に事務所をやるメンバーと先に話しておくとか、そういった準備をすることで、十分、いきなり独立してもやっていけるんだっていうことと、それを分かってほしいなっていうのと。

あとは、アクセスの問題で、これだけ法曹人口が増えてきてっていう話になっていますけど、地方に足を伸ばしたら全然足りていないっていうのがやってみての実情なので、もし法曹人口の話を今後また考えていくのであれば、足りていないところに出した場合、本当に弁護士が飽和状態だって言えるのかっていうのをもうちょっと、その視点で見てもらえたらうれしいなと思っています。

(VTR 終了)

大出 同じ法科大学院でバスケットを共通の趣味にしている方たちが5人集まって始められたということなのですが、「MAIMEN」という事務所の名前も非常にユニークで、これは英語で「my man」、「親しい人」という意味の言葉をアレンジして付けられたということです。いかにも若い方たちの始められたことだなという印象をもっております。

ということで、いろいろな角度からご議論いただきましたけれども、佐藤さん、法曹の在り方全体を通して、ご意見を伺えればと思いますが。

佐藤 やっぱり若いっていうのはいいですね。MAIMENの人たち、村岡弁護士のどんどん挑戦していくあの姿勢っていうのは、実に気持ちがいい。そして、本当にうれしくなります。

就職のことについても、皆さんが触れられましたけど、弁護士の行き先

司法は身近になったのか？ 司法改革 10 年

が広がってきていることは確かだろうと思います。さる国立大学が弁護士 2 人を正規職員として採用したという話を聞いています。また、海外に出たり、地方に出たり、ということも増えているのではないのでしょうか。私自身、そういう方々から手紙をもらうことも少なくありません。

同時に、何らかのかたちで法曹に関係しているわれわれが、職域拡大や就職などを応援する態勢作りを考える必要があるんじゃないかということも痛感させられます。

それから、最後に法科大学院のことですが、先ほど、定評のある一橋大学の授業風景を見させていただき、後藤さんのお話を伺いましたが、まさにああいうものをわれわれは法科大学院で目指したんですね。それが、いろんな事情でなかなか実現できないでいるんですね。法科大学院は、司法・法曹の話だけではなくて、日本の高等教育の試金石という面もあるわけで、関係者の工夫と努力で何とか成功に導いていただきたいと願っております。

大出 どうもありがとうございます。これで人的基盤の整備については一応終わりにして、もう一つ残された柱であります国民的基盤の確立についてご議論いただくようにしたいと思います。

国民的基盤の確立

大出 それでは、残されたもう一つの柱であります国民的基盤の確立に進みたいと思います。この点についても、まず、佐藤さんから問題提起をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

佐藤 従来は、一般の国民にとって司法が縁遠い存在であったということも関係して、司法のことは法曹三者に任せきりであったと申していいかと思います。

しかし、司法は、自由で公正な社会にとって極めて重要な存在でありますし、いわんや「国民のための司法」をとということになれば、国民が司法

の役割について理解を深め、国民自らがなすべきことはなすという覚悟も求められるということになるかと思えます。

その国民の司法参加の中核として導入されたのが裁判員制度でありました。この導入は、調書裁判と言われる自白至上主義的な法実務を、憲法の求める公判中心の刑事裁判に改めたいという期待を伴っていたものであります。

国民の司法参加は、長年にわたる人類の思索と経験が反映しております。陪審制と参審制の違いはありますけれども、先進国はすべて、こういう参加の制度を設けてまいりました。

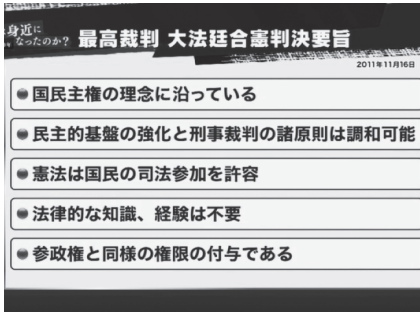
裁判員制度は、国民から無作為抽出の裁判員が、裁判官と一緒にあって事実認定と量刑を行うという独特のものでありますけれども、これで、ようやくわが国は先進国の仲間入りを果たしたということになるかと思えます。

導入にあたって、さまざまな批判がありました。大別して、一つは、専門家でない国民が判断できるのかというものです。もう一つは、憲法は職業裁判官のみによることを想定しており、裁判員制度は憲法に反するんじゃないかという批判でした。

前者ですが、事実認定と量刑といった事柄は、さまざまな背景をもった人たちが加わって、裁判官とともに冷静に議論することによって、より確かな妥当な結論が得られるのではないかというように考えているところです。

次に、後者ですけれども、昨年11月の最高裁判所の全員一致の判決は、国民主権の理念にも触れながら、憲法制定の経緯と関連規定を総合的に判断して違憲ではないと確言しております。

制度の実施前は、裁判員になることに消極的な意見も強いようでしたが、実施後は、裁判員経験者で、「他人の運命のこと、社会のことを真剣に考える貴重な経験であった」と話す方々が多く、日本の社会に裁判員制度も受



容されつつあるのではないかという感触を得ております。

もとより、裁判員制度は国民に負担をかけることであります。わが国も、各国と同様に、裁判員に長期にわたる負担をかけることにならないように、絶えず工夫して

いく必要があろうかと考えております。

19 世紀半ば、『自由論』で知られるジョン・スチュアート・ミルは、陪審制を「公共精神の学校」だと言いましたが、裁判員制度を究極において支えるのは、国民の公共的なものへの関心であり、意見書の表現を借りれば、「他者への共感に深く根差した責任感」といったものであろうかと思えます。

既に裁判員裁判も数多く上っておりまして、注目されていた控訴審の在り方についても、最高裁の判決が最近出たところです。こういったさまざまな問題についてご意見を伺えれば、大変うれしく存じます。

大出 いくらか数字についてご紹介しておきたいと思っておりますけれども、全体として、このフリップに示しておりますように、新受人員総数、つまり、どのぐらいの方が裁判員裁判で裁判を受けることになっているのかということですが、それは 4,780 人。これは、当初予想されたよりは、いくらか少なくなっておりますけれども、既に 3,249 人の方たちが判決を受けておられるということになっています。

それで、どの程度の裁判員の方たちが対応されているかということですが、最初の段階でくじ引きで選ばれている方たちは、もう既に 27 万人を超える人数になっていらっしゃる。その中で、いろいろと、辞退されたりというようなこともあり、直接裁判にかかわられるということになっていらっしゃるの、1 万 8 千人を超える方たちになっています。

裁判員裁判の実施状況	
● 新受人員総数	4,780人
● 終局人員総数	3,249人
● 選定された裁判員候補者総数	271,748人
● 期日までの辞退等による除外候補者数	148,889人
● 期日に出席した裁判員候補者数	97,987人 (79.8%)
● 選任された裁判員の数(終局3003件)	18,326人
● 選任補充裁判員の数(終局3003件)	6,401人
● 平均職務従事日数	4.6日

補充裁判員というかたちで一緒に審理にかかわっていらっしゃる方たちも、6千人を超えるというようなことになっています。

大体、平均で職務に従事する日数というのは4.6日ということになっていますけれども、最長は、

現在、さいたま地裁で行われている裁判では100日というような日数になるということでもあります。

そのほかに、もう一つ、最高裁が採っています裁判員経験者に対するアンケート結果についても、ちょっとご紹介をしておきたいと思います。これは各年毎に集計されており、昨年の結果は、まだ出ておりませんが、95%以上の方たちが、経験をされて良かったということをおっしゃっているということが結果として示されています。審理の中身も理解しやすかったということですし、評議も十分に議論ができたという意見も多く寄せられているということです。

この方たちの中には、実は、裁判員に選ばれる前には、やりたくなかったとか、あまりやりたくなかったというような印象をおもちの方が結構いらっしゃるということでもありますけれども、そういう中でも着実に成果を上げてきているということかと思えます。

さらに、これは裁判員制度にとどまらないで、刑事裁判の有りようというものを変えるというようなことでの波及効果も非常に大きいということになっているのではないかと思います。また、法律は、3年後に、実施状況について検証し、必要であれば、改善を考えるということも決めておりますので、そういった点を含めて、それぞれどのような印象をお持ちでいらっしゃるのか伺いできればと思います。まず、但木さん、いかがでしょうか。

司法は身近になったのか？ 司法改革 10 年

但木 当初予測していたよりも、はるかに順調に来ていると思いますね。大局的に申し上げれば、非常に国民の中に定着し始めたと言っていいんじゃないかと。

その原因はいろいろあると思うんですが、基本的には、国民のレベルが非常に高い、まじめである、あるいは大体同じぐらいの知的レベルを皆さんおもちだと。すばらしい議論をしながら評議が尽くされている。

それから、もう一つは、日本独自の制度を採って、裁判官と民間人が一緒に協力して裁判をやろうという制度。この制度は、ある意味で非常に裁判の公正に対する信頼感を維持しつつ、国民の感覚が反映される。そういう意味では、非常にうまく機能しているように思います。

具体的に言うと、例えば、裁判員制度になってから、性的暴力、強姦とか強制わいせつ、これは、刑は、むしろ重くなってきたと思います。しかし、例えば、介護に疲れて自分のお父さんを殺した、お母さんを殺したという事件は、逆に、非常に量刑は軽くなっている。これは、やはり率直な国民の感覚が裁判に反映されている。私は、すばらしいことだと思っております。

最後に、その影響ですが、ある学者が言っていましたけど、60年間の日本の刑訴の行き過ぎた部分を一挙に変えていくことになるだろうと言っている。裁判官、検事、弁護士が、今まではプロ同士の理解を得ればいいやっていう裁判をやってきた。しかし、その人たちが国民を意識せざるを得なくなり、国民の批判に耐えられる裁判をしようというふうに変った。これは非常に大きな変革であると思っております。

大出 どうもありがとうございます。重要なお指摘を頂いたと思います。続いて、本林さん、いかがでしょうか。

本林 私も但木さんと同じように、この制度づくりのときから、日本人の資質の高さから、これは私は絶対成功すると思っていました。戦前の陪審制度の成功もありますしね。

そういう意味で、国民主権という憲法の理念というものが、この司法の分野でも実質的に機能し始めたということで、私は、大変、日本社会全体にとってもよいことだと思っています。

裁判員のアンケートの、いわば逆の意味で、裁判官が裁判員の活動をどうやって見ているかということについて座談会があって、私は読ませてもらったんですけども、非常に裁判員の皆さんが正面から向き合って熱心だというだけではなくて、議論が非常に活発だと。裁判官たちの話ですと、裁判員は審理の中身を正確に理解している。それから、遺族の処罰感情が法廷に出てくると流されるのではないかという心配があったんですけど、これも非常に冷静にものごとを見ている。社会経験豊富な裁判員の方々から教えられることが非常に多いという率直な感想が載っていました。評議の中身は、われわれは見えないんですけども、裁判官も、そういうふうに見ている。

私は、波及効果としては、やはり刑事裁判そのものが刑事訴訟の基本原則、疑わしきは被告人の利益に、あるいは検察官の主張が合理的な疑いがない程度まで立証できているかどうかと、そういう基本原則に戻ってきたということで、裁判官が調書に依存するとか、検察官の主張に引きずられるということが非常に少なくなってきた。公判が活性化してきて、裁判官も非常に意欲が出てきているという感じがしますよね。

これからいろいろ課題があると思います。死刑の評決について単純に多数決でいいかどうか、守秘義務の問題とか、可視化の問題、それから、ケアの問題、いろいろあると思いますけれども、これから見直しの段階に入ると思うので、これを何とか定着させ、よりよいものにしていきたいと思っています。

大出 ありがとうございます。確かに、傍聴したりしますと、大変、裁判員の方たち、熱心に審理に臨んでおられることが分かるケースが多いと思いますし、刑事裁判全体に対する波及効果も非常に大きいのではないかと

司法は身近になったのか？ 司法改革 10 年

と思いますが、丸島さん、いかがですか。

丸島 私は 2008 年度から 2009 年度の日弁連の事務総長を務めました、2009 年はちょうど裁判員制度を実施する年でありました。その頃、施行直前になって政党の方々も含め一部から、本当にこの制度を実施するのかという議論がおきました。

「裁判って、とても難しいことだから、専門家にやってもらっているのではないか。専門家が責任を放棄するのか。」という議論が一つ。それともう一つは、その裏表ですが、「国民にどうしてそのような負担をかけるのか」。この二つでした。

いざ制度実施というときに、そういう声があがることについては心配もしましたが、この制度の趣旨を理解していただくために様々なお話をいたしました。

わが国にはこれまで検察審査会でのいろんな経験もありまして、その例などを見ると、検察審査員となる前には、やりたくないと思っていた方が圧倒的多数だったのが、審査員としての仕事を終えたあとは、みなさん、やってよかったという感想をもたれるほどに大きな変化があったといわれる。日本には、やはりこのような司法参加の制度を支える本当の力があるのではないか、といったことをこの期にお話ししておりました。

そして、実際に制度が始まってみると、非常に、うまく定着してきているといえるのではないのでしょうか。司法制度改革の中で最も心配されていた制度が、今、一番うまく定着しているということなのかもしれません。

そして、もう一つ、私は当番弁護士制度からの被疑者国選弁護制度の創設に向けた取り組みに関わっておりましたが、被疑者国選弁護制度と裁判員制度の二つが生まれることによって、これまで、捜査段階でほぼ決まるといわれていた刑事裁判が公開の法廷で、有罪、無罪、量刑が判断されていく、つまり本当の意味での裁判らしい裁判が行われるようになってきたのではないか。

その意味では、国民にとっても分かりやすく納得のいく、また、法曹関係にとってやりがいのある裁判手続になるのではないか。ある人のたとえば話では、今までは、草野球場みたいところで、人が余り見ていないところで野球をやっていたのが、大リーグとまで言いませんが、観客のとても多いところで、みんなに見えるオープンなところで行われるようになり、腕もみがかなければならないし、やりがいをもつようになったのではないかとの評もあります。

そういう意味で、これはわが国の国民の司法参加という点でも刑事司法改革の観点からも大きな前進ですし、課題はたくさんありますが、克服して、さらに前進させる道をこれから追求していかなければならないと、そんなふうに思っています。

大出 確かに、刑事裁判自体を根本から変えるというようなことになりつつあるということだと思いますが、新聞記者のときのことばかりを申し上げて恐縮ですが、従前、ご覧になっていた裁判とは様変わりも大変なものだと思いますが、藤川さん、いかがですか。

藤川 これまでは、調書中心の裁判で、傍聴していて調書に何が書かれているかほとんど分からない。ところが、今度は、きちっとビデオで示したりなんかしまして、分かりやすくなったと思うんです。

私は、実は、非常に貴重な経験をしました。先ほど本林さんが、評議の中身は分からないとおっしゃっていましたが、私は司法修習生の時、評議の中身を、裁判員の方の了解を得て、見ることができました。そのときに傍聴を許可した裁判長に言われたのは、「おまえたちは部屋の壁になれ」と。うなずいてもいけない。それから、首をかしげてもいけない。裁判員の人に不当な影響、例えば、「自分の言っているのは正しいんだな」というようなことを示唆することになるのでいけないという条件で傍聴しました。

まず、感じたのは、これは裁判官の力量にもよるんでしょうけども、非

司法は身近になったのか？ 司法改革 10 年

常にうまく問題を提起して、発言しやすい状況を設定する。座る場所も考えているんですね。裁判官と裁判員が対立的に座らずに、私がたまたま見たものがそうだったんでしょけれども、裁判員の間には裁判官が座るといようなかたちにして、裁判官の方は非常に努力されている。

実際に裁判員裁判の評議を傍聴して、先ほどフリップに出ましたように、内容が分かりやすい、十分に議論ができていたという印象を持ちました。事前の準備があるんでしょけれども、うまく機能していると思います。

結局、感じたのは、これは裁判所のサポーター作りじゃないかと。もつと言うと、この間、東日本大震災で日本人の公共精神について海外から非常に称賛を浴びましたが、そういうものを非常に高めているなど。ですから、この国のかたちを変える、みんながこの国を支えていくなだと、そういう意味での大きな契機になっているなという感じを本当に実感として私は持ちました。

大出 ありがとうございます。刑事裁判の場面が変わってくるということは、弁護士の方たちにも大変なことだという部分があって、刑事弁護教官もおやりになった古口さん、ご意見があれば伺いたいと思います。

古口 刑事弁護人という立場から見た場合、やはり日本の刑事裁判は、改善していかなければならない課題が多いと思います。身体拘束の運用改善とか、捜査の可視化の問題、あとは、証拠能力についての厳格な運用、最終的には、やはり疑わしきは被告人の利益にという大原則に沿った、事実認定の適正化など、もろもろの課題があります。

裁判員裁判は、直ちに、それら自体を全部変えるものではなくて、基本的に言えば、直接主義を徹底して、分かりやすい裁判を実現するという仕組みにとどまります。しかし、分かりやすい裁判である以上、アンフェアなことはできないわけであります。みんな国民が見ているということになりますので。

そういう中で、実際に刑事裁判の先ほど挙げた幾つかの課題が、その後、

現実にはかなり変わってきている、改善されてきているということが、今日はちょっと時間がないのでいちいち具体的には言えませんが、実感として感じられます。さらに、そういうものを積み上げていって、より良いものにしていってもらいたいなというふうに思っております。

大出 課題がないわけではないと思いますけれども、おおむね全体として見れば、非常に高い評価をされているということだと思います。今まで皆さんのご意見を伺って、佐藤さん、いかがでしょうか。

佐藤 裁判員制度が日本の社会にしっかりと根付きつつあるということをお伺って、大変また勇気づけられました。

最近、財政の危機的な状況などに関連して、民主主義の限界や問題を指摘する向きがあります。これは大きな課題ですが、裁判員制度は、国民が冷静に議論して妥当な結論を見いだそうという“場”が日本の社会にできたということでありまして、その意味は今後の日本の政治のあり方にとっても少なからざるものがあると思っております、今日のお話はそうした観点からも心強いものでした。

大出 どうもありがとうございます。駆け足で三つの柱についてご議論をいただききましたけれども、そろそろ時間も迫っておりますので、最後に、皆さんにまとめのご意見を頂いて終了ということにさせていただきたいと思っております。

まとめ

大出 それでは、まとめのご意見を頂ければと思います。まず、古口さんからお願いできますでしょうか。

古口 司法制度改革全般ということについて言えば、確かにいろいろ問題点とか課題が残されているとは思いますが、基本的には、それを何とか個々に改善して、全体としてより良いものにしていくという、そういうスタンスが大事ではないかなと思っております。

司法は身近になったのか？ 司法改革 10 年

先ほど法科大学院をめぐる状況について、かなり暗い方向の話をしましたけれども、ただ、各法科大学院、個々の教員などを含めて、本当に一生懸命頑張っているということは間違いのないわけでありまして、先ほどの定員削減等が必要であるということについては言えば、かなり、この数年で定員は削減されてきております。2011 年で 4,571 人、昨年の 4 月の入学者は 3,620 人まで減っています。まだ分かりませんが、今年は 3 千人近くになっているのではないかと。

そうしますと、司法試験の合格率や法科大学院の魅力という面でも、現在の状況が底を打って、さらにいい方向に転換していく可能性もあるので、何とかあと 5 年、10 年、理念を曲げることなく、きちっと耐えて、より良いものにしていくという方向で進んでくれるといいなというふうに思っております。

大出 引き続き、丸島さん、いかがでしょうか。

丸島 今日のこの企画は、司法改革のこれまでの到達点と直面する課題を確認するという意味で非常に大きな意義があったと思います。司法改革そのものへの関心がやや薄らいでいるときに、この 20 年間に大変多くの人々が力を注いできた取組をどのように評価するかということは、やはり社会全体としても認識を共有しなければならないのではないかと思います。

他方で、同時に、これは社会のあり方をも変革する壮大な改革の議論と実践でありますから、ここで直面している課題について、これを克服すべく、改革の理念に基づいて、きちっと、現実的な対応をしていかないと、この改革そのものが頓挫しかねないというふうにも思います。すべての面で着実に改革を前進させるということが、制度づくりが始まったばかりの今の段階での大きな課題ではないかなというふうに思います。

今日のタイトルは、「司法改革 10 年」となっていますが、本当は、司法改革 20 年だと思っております、1990 年代から、弁護士会は、全般的な司法改革に取り組むということで、当番弁護士や、あるいは過疎偏在の解

消など、さまざまな実践と運動を続けてきました。それが、この10年、司法制度改革審議会などを通じて広く国民的な合意として形成され、いろいろな制度づくりとして生まれ、さらに、今はまた新たな制度の運営の時代に入ってきているんだろうなと思います。

今後は、司法改革の当初の1990年代に取り組みられたように、やはり地道な実践を通じて、制度も必要な見直しを行い発展させていく、そのようなスタンスが必要なのではないかと思います。新たに作られた制度は、必ずしも細部に至るまでそのとおりでなければいけないわけではなく、理念に基づいて必要な修正を加えていくという、そのような漸進的なスタイルが必要ではないかと思います。

個別の課題では、たくさん論点があります。今、法曹養成問題などに関わっておりますと、日本社会は和の社会だから法律家はそんなに要らないというふうな議論が一方から出ますし、他方では、どんどん増やして自由競争させればいいんだという議論も出る。

この両極端の議論ではなくて、先ほど佐藤さんがおっしゃったように、法曹として新しく生み出された人たちは様々な分野で非常に頑張っています。彼ら彼女らの頑張りとともに、その活動が国民の権利や自由の確保につながるよう応援する社会の仕組みをどうつくるかということが大変大事でありまして、それは法曹の活動領域拡大の取組み、あるいは民事裁判の拡充、行政訴訟の拡充、司法アクセスの拡充など、すべてについて仕組みづくりや環境整備をさらに進めるということをきちっと意識しないといけない。個人の頑張りだけで終わらせてはいけません。それが、今、私の基本的な問題意識であります。

大出 ありがとうございます。次に、藤川さん、お願いいたします。

藤川 なぜ司法改革が始まったのか。1990年に、当時の中坊（公平）日本弁護士連合会会長が司法改革宣言を出した。その辺りを始点にして司法改革が始まった。

司法は身近になったのか？ 司法改革 10 年

結局、私は、当時からずっと取材していましたが、これは日本全体の仕組みを変えていく改革じゃないかと。ですから、政治改革が、当時、必要だと言われ、行政改革。で、経済の構造改革。そしてまた、司法改革。

そういう中で、司法改革をどう評価するかといいますと、非常に、ある面で成果の上がった改革ではないかと。これはもう、司法の人というのは、私も、今度、一員に加えさせていただいて考えたんですが、まじめなんです。決まったことは、生まじめに実行する。その生まじめさが、この司法改革が進んできた大きな原因じゃないかなと思っています。

しかし、これから、今、日本社会が直面している問題は、どういう問題かといいますと、人口減少が始まります。そしてまた、高齢化が進みます。これまでは右肩上がりの経済ですから、大きくなったパイをいかに分けるか。プラスの配分の問題だったんです。これからは痛みをどう分けるか。マイナスの配分の社会になります。その場合は、公正さ、透明性、そして、少数者の意見をいかにくみ取るかということが非常に重要になってくる。

そういうことを考えますと、20 世紀から 21 世紀にかけて司法改革を断行して、このような制度をつくったという意義は、歴史的には非常に大きな意味があるというのが私の考えです。

大出 ありがとうございます。引き続き、本林さん、お願いします。

本林 私は、国民の司法参加、シティズンズ・パーティシペーションというのは、これはもう世界の流れだと思っているんですね。今回の裁判員制度、それから、検察審査会の権限強化、弁護士会の懲戒の関係では綱紀審査会、みんな市民が加わっている。

従来、どっちかというとお上依存というか、専門家依存だった、そういう日本の社会風土というのは、この司法改革で根本的に変革ができつつある。そういう意味で、社会的に、より定着する、そういう育てる気持ちを持って、われわれは対応していく必要があるし、これからは、そういう意味で市民や次世代の子どもたちのための法教育というのが非常に重要な

っていこうと思っています。

司法アクセスについては、やはりまだ行政訴訟とか民事訴訟は思うほど伸びていないんですね。これは、使い勝手が悪いことは間違いないので、これらの改革は、やはり相当精力的にやっていく必要があるでしょう。

あとは、やはり国民のために弁護士の役割だとかサービスをどのように拡大をして充実させていくかということ。これは法曹人口と絡んで、非常に重要な問題だと思っています。

私は、最近、64期の、いわゆるノキ弁の方とも話をしましたが、むしろ都会にいる若手のほうが、そのひずみといいますか、その深刻さを実感しているということもありますね。

そういう意味で、弁護士会ももちろん頑張っていますけれども、社会的に弁護士というのは、いろんな意味での重要な人材源であるので、弁護士会の努力と同時に、さつき丸島さんが言ったように、弁護士を利用する、活用するシステムというのを社会として積極的に取り組んでいただくということも併せて必要だろうと思っています。

大出 ありがとうございます。但木さんは、いかがでしょうか。

但木 到達点という意味で考えてみたいと思うんですが、法テラスというのは、国民が裁判を受ける権利、これを実質的に保障するというところで作ったわけですね。ある程度は成功しているんですけど、いかんせん、もうちょっと浸透してほしいなというのが率直な意見です。

それから、法曹人口。先ほど申しましたように、原理原則から言えば、増加するっていうのは極めて正しいことです。しかし、残念ながら、弁護士を必要としている人たちあるいは区域に必要な弁護士を送れているかっていう、そのマッチングの問題がどうもうまくいっていない。これからどうしても考えなければいけないのは、このマッチングをどうやったらできるのかということ、これは弁護士会だけでなく法務省も一緒に考えていってほしいなというふうに思います。

司法は身近になったのか？ 司法改革 10 年

それから、裁判員制度については、本当に難しい否認事件も乗り越えてきました。死刑の問題も乗り越えてきました。今、極めて長期の裁判員裁判にも恐らく耐え抜くであろうと思います。国民のほうは、本当に司法参加にしっかり取り組んできてくれている。

私の注文は、むしろ法曹三者が、これから裁判員の人たちに、やりがいのある裁判の舞台というのを自分たちがつくっていくという意識的な努力をしてほしいなと思っております。

大出 どうもありがとうございます。それでは、皆さんのご意見を聞いていただいて、佐藤さんに最後にまとめをしていただきたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

佐藤 非常に貴重ないろいろなお意見を伺って、本当に今日はありがたく思いました。

司法改革、ほかの改革もそうですけど、「なぜ『改革、改革』と言うんですか」という質問をよく受けるんです。この点については、『ローマ人の物語』（新潮社）を書かれた塩野七生さんが、「時代は必ず変わっていく、刻々に。そして、そのとき良かったと思う制度でも合わなくなってくる。そこにどう対応するかによって、その社会の力・知恵というものが試されるんだ」という趣旨のことを言っておられます。「改革は、過去が駄目だったから否定するっていうんじゃない、社会が変わったことに合わせていかなければいけない」、そういう趣旨なんですね。日本の場合もそうで、但木さんはじめ皆さんがいろいろ指摘されたように、戦後 50 年、60 年の間に、やっぱり日本の社会は変わったんですね。

司法改革はもう遅かったのかもしれないけれども、何とかそれを取り戻そうと懸命に改革に取り組んだ。幸い、いろいろな方々の努力でここまでこれた。先ほど、「法曹関係者はまじめだ」という藤川さんのお話もありましたが、ここまでよくたどり着いたと思います。

これからもいろんな困難があるでしょうけれども、国民主権のもとで自

分たちの問題として取り組んでいけば、5年先、10年先にはもっといい成果が出るんじゃないかと考えているところです。

大出 どうもありがとうございます。長い間ご議論いただきました。今回の司法改革というのは、まさに日本の社会のありようにかかわる壮大な改革であったという印象を改めて強くするところでありました。

私自身も、丸島さんからお話がありましたけれども、20年というようなスパンで見るといふことの大事さといいますか、私は刑事訴訟法が専門でありますので、実は、1980年代の終わりのころから、日本の刑事裁判のありようをどうすべきなのかといふことで私なりに考え、改革が必要だろうといふことで、かかわりをもつということになりました。

幸いなことに裁判員裁判の制度設計にもかかわらせていただくということになりまして、今、私個人の実感というふうなことで、日本の刑事裁判は確実に変わってきているのではないかと感じております。

もちろん、壮大な改革ですから、課題もまだまだ残っていますし、これからさらに議論を深めていく必要がある点多々あるかと思っておりますけれども、ここで始まった改革が止まるということはないと思っております。さらにこれからも皆さんご努力になられると思っておりますし、私自身も努力していきたいと思っております。本日は長い間、誠にありがとうございます。

出席者 ありがとうございます。

(終了)